

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1

氏 名 株式会社 ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 3月16日
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 3月15日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 13品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 3月16日 新規許可

平成18年 4月28日 更新許可

平成23年 3月16日 更新許可

許可番号第 02300075260 号

平成28年 4月12日 更新許可

令和 3年 3月16日 更新許可

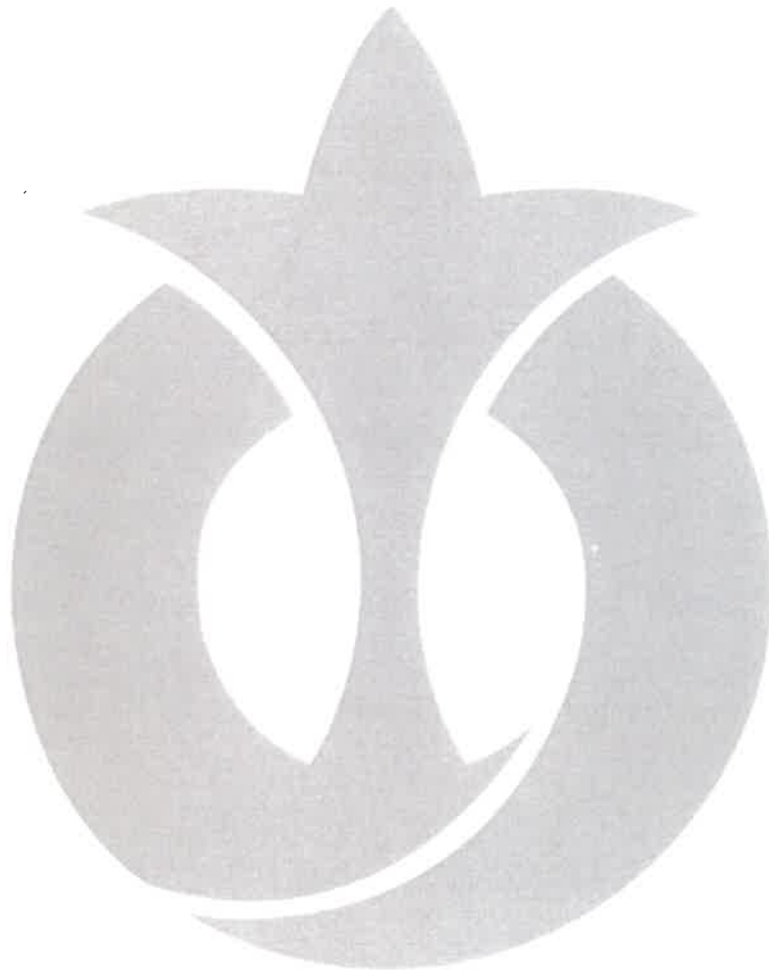
5 積替え許可の有無

・ 無

市名 名古屋市 許可番号 06410075260

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

・ 無



許可番号 02100075260

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1

氏 名 株式会社ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県可茂県事務所長 井川 孝明



許可の年月日 平成28年10月25日

許可の有効年月日 平成33年10月24日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記8品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

以上 13種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年10月25日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成23年10月25日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成25年 7月30日 産業廃棄物収集運搬業許可（再発行）

平成27年 3月26日 産業廃棄物収集運搬業許可（再発行）

平成28年10月25日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成29年11月22日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1
氏名 株式会社ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 平成28年12月14日
許可の有効年月日 平成33年12月13日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、
廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、銚さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上16種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年12月14日	新規許可
平成23年12月14日	更新許可
平成27年10月28日	変更許可
平成29年11月13日	事業範囲の表記変更による書換

5. 積替え許可の有無

無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番地の1

氏 名 株式会社ヒロコム

〔法人にあつては名称〕 代表取締役 廣瀬 直樹 様
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ ^{第14条第6項}の許可を受けた者であることを証する

名古屋市長 河村 たかし



許 可 の 年 月 日 平成 30年 11月 1日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 35年 10月 31日

1. 事業の範囲

(1)中間処理（選別）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）
以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2)中間処理（破碎）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1)選別施設

設置場所 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番1 外3筆
設置年月日 平成15年 8月15日
処理能力 168m³/日（8時間）

(2)破碎施設

設置場所 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番1 外3筆
設置年月日 平成15年 8月15日
処理能力 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く） 4.6 t/日（8時間）
紙くず 5.5 t/日（8時間）
木くず 4.46 t/日（8時間）
繊維くず 4.53 t/日（8時間）
金属くず 6.77 t/日（8時間）
ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く） 10.3 t/日（8時間）
以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

3. 許可の条件

該当なし

（裏面に続く）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年11月 1日 新規許可

平成20年10月15日 更新許可

平成25年10月31日 更新許可

平成30年10月15日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

以下余白

許可番号第 02350075260 号

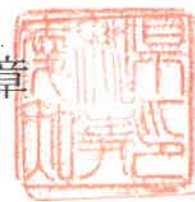
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市南区弥次エ町二丁目58番地の1

氏 名 株式会社 ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年12月18日

許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年12月17日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等

以上 4品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年12月18日 新規許可

令和 2年12月18日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番地の1

氏 名 株式会社ヒロコム

〔法人にあつては名称〕 代表取締役 廣瀬 直樹 様
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

名古屋市長 河村 たかし



許 可 の 年 月 日 平成 28年 7月 1日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 33年 6月 30日

1. 事業の範囲

(1)積替え・保管を含まず

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、動植物性残さ
以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

(2)積替え・保管を含む

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地 名古屋市南区弥次エ町2丁目58番1、58番2、59番1、59番4

種 類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

保管能力 面 積 98.95m²
保管上限 144.88m³

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 7月 1日 新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。